**平成２２年（フ）第４２８号**
千葉県八街市榎戸413番地27
債務者　蓮見　政則
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第４２９号**
千葉県八街市榎戸413番地27
債務者　蓮見　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第４３９号**
千葉県成田市三里塚127番地コーポルーブルⅡ―101
債務者　ＳＵＡＲＥＺ　ＭＥＺＡ　ＬＵＩＳ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第４４０号**
千葉県富里市七栄365番地５
債務者　梶原　弘基
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第４４２号**
千葉県白井市西白井２丁目11番地24
債務者　青木　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第８５１号**
愛知県安城市東栄町横根畑59番地53　エスポワール東栄Ⅱ―603
債務者　大石　義廣
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８５２号**
愛知県安城市東栄町横根畑59番地53　エスポワール東栄Ⅱ―603
債務者　大石久美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３１２号**
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地６―508
債務者　村山　佳充
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第８６号**
滋賀県長浜市高月町井口1385番地10
債務者　開　　トメ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
和歌山県日高郡由良町大字門前110番地の３、前住所奈良県北葛城郡上牧町緑ケ丘１丁目３番23号
債務者　田中　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２２年（フ）第４０２号**
岡山県倉敷市真備町川辺846番地ピュアマキビ201
債務者　片岡奈津子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第７４号**
宮城県登米市南方町山成92番地１
債務者　松森　建児
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２２年（フ）第５６２号**
群馬県渋川市渋川2755番地11　中沢アパート102号
債務者　諸田　精一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５６５号**
群馬県前橋市朝倉町73番地４　ヤナギハイツ105号
債務者　中川　　洋
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５８６号**
群馬県伊勢崎市曲沢町752番地７
債務者　鈴木　佳江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５９１号**
群馬県前橋市荒牧町118番地
債務者　郡　　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６１７号**
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地266　パーラーＭ１－２Ｆ
債務者　大竹美慧こと　鄭　　美慧
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
前橋地方裁判所